

<p>第 号</p> <p>所 属 庁</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p>特定有害腐薬物等の輸出入等の規制に関する法律第十六条第三項の規定による証明書</p> <p>年 月 日 交付（二年間有効）</p> <p>主務大臣</p> <p>印</p>	<p>写真ちよう付</p> <p>主務省庁 印</p>
---	-----------------------------

（表 面）

<p>この証明書を携帯する者は、特定有害腐薬物等の輸出入等の規制に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その關係条文は次のとおりである。</p> <p>特定有害腐薬物等の輸出入等の規制に関する法律抜粋</p> <p>（立入検査）</p> <p>第十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害腐薬物等を輸出した者、輸出された特定有害腐薬物等の運搬を行う者又はその排出者等の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、關係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害腐薬物等を収去させることができる。</p> <p>2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害腐薬物等を輸入した者又は輸入された特定有害腐薬物等の運搬若しくは処分を行う者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、關係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害腐薬物等を収去させることができる。</p> <p>3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、關係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>この証明書を携帯する者は、特定有害腐薬物等の輸出入等の規制に関する法律により立入検査をする職権を行うもので、その關係条文は次のとおりである。</p> <p>特定有害腐薬物等の輸出入等の規制に関する法律抜粋</p> <p>（立入検査）</p> <p>第十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害腐薬物等を輸出した者、輸出された特定有害腐薬物等の運搬を行う者又はその排出者等の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、關係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害腐薬物等を収去させることができる。</p>
--	--

（裏 面）